

掛川市条例第28号

掛川市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市税条例等の一部を改正する条例

(掛川市税条例の一部改正)

第1条 掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第24条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

第24条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項第6号中「第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる同条の支出金」を「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に、「同条の認定特定非営利活動法人」を「同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とし、同条第2項を次のように改める。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第29条第2項中「第2条の3第1項各号に掲げる」を「第2条の3第1項に規定する」に改める。

第30条第1項及び第58条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第68条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第74条第1項、第87条第1項及び第98条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第110条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第110条の2 たばこ税の申告納税者のうち、正当な事由がなく第108条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の

日から10日以内とする。

第115条の次に次の1条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第115条の2 鉱産税の納税者のうち、正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第117条第1項及び第121条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第127条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第127条の2 特別土地保有税の納税義務者のうち、正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった者は、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第138条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

附則第14条の3を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第14条の3 第24条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第32条の2第1項、附則第33条第1項、附則第34条第1項、附則第37条第1項、附則第38条第1項又は附則第44条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第15条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育

牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。))」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「送達されるとき」を「送達される時」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「(前年の第19条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。))」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。))」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第18条第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第32条の2第3項第2号中「、附則第14条の2の2第1項及び附則第14条の3」を「及び附則第14条の2の2第1項」に、「、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第32条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第24条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第32条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第33条第3項第2号中「、附則第14条の2の2第1項及び附則第14条の3」を「及び附則第14条の2の2第1項」に、「、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第33条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第24条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第33条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第34条第3項第2号中「、附則第14条の2の2第1項及び附則第14条の3」を「及び附則第14条の2の2第1項」に、「、第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第24条第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第37条第5項第2号中「、附則第14条の2の2第1項及び附則第14条の3」を「及び附則

第14条の2の2第1項」に、「第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第37条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第24条第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第38条第2項第2号中「附則第14条の2の2第1項及び附則第14条の3」を「及び附則第14条の2の2第1項」に、「第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第38条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第24条第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第44条第2項第2号中「附則第14条の2の2第1項及び附則第14条の3」を「及び附則第14条の2の2第1項」に、「第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第44条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第24条第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第45条の2第2項第2号中「附則第14条の2の2第1項及び附則第14条の3」を「及び附則第14条の2の2第1項」に、「第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第45条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第24条第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「附則第14条の2の2第1項及び附則第14条の3」を「及び附則第14条の2の2第1項」に、「第24条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第45条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第24条第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第14条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

(掛川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 掛川市税条例の一部を改正する条例（平成20年掛川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第9項、第16項及び第21項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 掛川市税条例の一部を改正する条例（平成21年掛川市条例第9号）の一部を次のように改

正する。

附則第2条第2項中「新条例第24条」を「掛川市税条例等の一部を改正する条例（平成23年掛川市条例第28号）による改正後の掛川市税条例第24条」に、「同条第1項第6号」を「同条第1項第4号」に改める。

第4条 掛川市税条例の一部を改正する条例（平成22年掛川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第5号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中掛川市税条例第17条第1項、第30条第1項、第58条第1項、第74条第1項、第87条第1項及び第98条第1項の改正規定、同条例第110条の次に1条を加える改正規定、同条例第115条の次に1条を加える改正規定、同条例第117条第1項及び第121条第1項の改正規定、同条例第127条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第138条第1項の改正規定並びに附則第5条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第1条中掛川市税条例附則第15条の改正規定及び次条第3項の規定 平成25年1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）第24条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第24条第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年12月31日までの間における新条例第24条の規定の適用については、同条第1項第4号中「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等」とあるのは、「第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる同条の支出金のうち、県内に主たる事務所を有する同条の認定特定非営利活動法人」とする。

3 新条例附則第15条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の掛川市税条例（以下「旧条例」という。）附則第15条第1項に規定する免税

対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第18条第4項の規定は、平成23年10月20日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同月19日までの間に新築された現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）附則第1条第10号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(掛川市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 施行日から平成23年12月31日までの間における第3条の規定による改正後の掛川市税条例の一部を改正する条例（平成21年掛川市条例第9号）附則第2条第2項中「掛川市税条例等の一部を改正する条例（平成23年掛川市条例第28号）による改正後の掛川市税条例第24条」とあるのは「新条例第24条」と、「同条第1項第4号」とあるのは「同条第1項第6号」とする。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。